

低入札価格調査実施要領を改正する新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後 R4.4.1	改正前 R1.10.1
<p>(P1)</p> <p>第3 調査基準価格の設定</p> <p>本調査を実施する場合、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>1) 下記《2)、3)以外》</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額④ 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額 <p>2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③ 現場管理費と機器間接費の額の和に10分の9を乗じて得た額④ 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額⑤ 機器費の額に10分の9.07を乗じて得た額 <p>注) 機械設備工事、並びに下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。</p> <p>3) 営繕工事(電気設備工事、建築工事、機械設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額④ 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額 <p>注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額</p>	<p>(P1)</p> <p>第3 調査基準価格の設定</p> <p>本調査を実施する場合、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>1) 下記《2)、3)以外》</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額④ 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額 <p>2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③ 現場管理費と機器間接費の額の和に10分の9を乗じて得た額④ 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額⑤ 機器費の額に10分の9.07を乗じて得た額 <p>注) 機械設備工事、並びに下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。</p> <p>3) 営繕工事(電気設備工事、建築工事、機械設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額③ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額④ 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額 <p>注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額</p>
<p>国土交通省において、工事における調査基準価格の計算式につき、<u>一般管理費等の参入率を0.55から0.68に改正</u>(令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用)するとしたため、これに合わせ本実施要領を改正。</p>	

低入札価格調査実施要領を改正する新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後 R4.4.1	改正前 R1.10.1
<p>(P 5～6)</p> <p>附則 1～15 省略</p> <p><u>16 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。</u></p>	<p>(P 5～6)</p> <p>附則 1～15 省略</p> <hr/>